

2022年5月12日

各位

会社名 株式会社ATグループ
代表者名 代表取締役社長 山口 真史
(コード番号 8293 名証メイン市場)
問合せ先 総務部長 吉川 元康
(TEL. 052-883-3155)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る

承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年4月12日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年4月12日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年5月12日から2022年6月13日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年6月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2022年4月12日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
2022年6月16日(予定)をもって、2022年6月15日の最終の株主名簿に記載された株主の皆さまの所有する当社株式987,779株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
33,584,480株

④ 効力発生前における発行済株式総数
33,584,514株

(注) 当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年6月15日付で自己株式1,586,537株(2022年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
34株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

136 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

2022年4月12日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、本株式併合により、株式会社日の出（以下「公開買付者」といいます。）、山口真史氏及び名古屋友豊株式会社（注1）（以下「名古屋友豊」といい、山口真史氏及び名古屋友豊を総称して「不応募予定株主」といいます。）以外の株主の皆さまの所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式（以下「端数相当株式」といいます。）を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆さまに対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、当社株式が2022年6月14日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び不応募予定株主のみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないこと等を踏まえて、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2022年6月15日の最終の当社の株主名簿に記録された株主の皆さまが所有する当社株式の数に本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,800円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆さまに交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（注1）名古屋友豊は、不動産賃貸業を営む会社であり、当社の代表取締役社長である山口真史氏及びその近親者が議決権の74.3%を直接所有しております。また、山口真史氏は、名古屋友豊の代表取締役社長を兼任しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

（1）本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は136株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

（2）本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は34株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

（3）本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び不応

募予定株主のみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及び不応募予定株主のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（定時株主総会の基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2022 年 6 月に開催を予定している定時株主総会開催日時点の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

当該定款の一部変更の内容については、2022 年 4 月 12 日付当社プレスリリースをご参照ください。なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2022 年 6 月 16 日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2022 年 5 月 12 日（木）
②	整理銘柄指定日	2022 年 5 月 12 日（木）（予定）
③	当社株式の最終売買日	2022 年 6 月 13 日（月）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2022 年 6 月 14 日（火）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2022 年 6 月 16 日（木）（予定）

以 上